

## 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まります。

国保改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところです。

各自治体においては昭和の時代から、乳幼児、重度障害者の医療費助成が、地方単独の福祉医療制度として、実施されてきました。自治体の努力により、対象年齢の引き上げ等の取り組みも進んでいます。患者の一部負担金を軽減して受診しやすくなりますが、医療費が増高するため、波及増分についてはその自治体が負担すべきものとペナルティが課せられ、各自治体からは廃止要求がなされてきましたが、国庫の公平な配分という観点から減額調整措置が取られてきました。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており課題は山積、その上、国保の財政運営が都道府県に移行する方向との事、負担軽減のため、ペナルティは見直すべきと考えます。

以上のことから、全ての自治体で取り組まれている医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう、強く要請いたします。

### 記

- 1 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
- 2 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年6月25日

伊 那 市 議 会